厚生労働省所管独立行政法人の見直し当初案

『生労働省所管独立行政法人の見直し当初案の内容一覧表······P.	1
前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況・・・・・・・・・P.(6
見直し当初案整理表	
国立健康·栄養研究所······P.	8
医薬基盤研究所 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>)</u>
労働安全衛生総合研究所······P. 4	13
年金積立金管理運用独立行政法人 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- 51

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	厚生労働省
-----	-------

注1夕	1. 事務及び事	業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	2. 組織の見直しに係る具体的措置	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに
本人名	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)	(又は見直しの方向性)	係る具体的措置(又は見直しの方向性)
法人名 独立行政法人国 立健康·栄養研究 所	事務及び事業名 重点調査研究 重点調査研究以外の調	具体的措置(又は見直しの方向性) 厚生労働省、内閣府等の担当部局と密接な連携を図りながら、国の生活習慣病対策、食育推進等の健康づくり施策の企画立案や推進に結びつくものに重点を置いて調査研究を推進した。また、民間団体、大学、他府省等における調査研究と重複しないよう、必要に応じて役割分担による共同研究を実施した。長寿社会が進展する中で、生活習慣病対策や健康食品の安全確保は国の重要施策の一つであり、一部研究計画等を見直した上で、引き続きこれらの研究を継続的に実施する。 【主な取組事例】・厚生労働省が策定した「運動基準2006」で示された身体活動量、運動量、体力基準の妥当性について検証するため、食事調査を行った中年男女1500人を対象とする大規模無作為割付介入研究を実施。・中高年者にとって安全なレジスタンス・トレーニングが、中高年者の筋機能及び脂質、糖質消費量に及ぼす影響について、従来の筋カトレーニングと同等の効果があることを検証。・運動の肥満・糖尿病予防機下、脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸等)や糖質の過剰摂取による肥満・糖尿病発症機序及びその予防法について、分子レベルでの研究を実施。・生活習慣病の発症と遺伝子多型や栄養素摂取量・身体活動量等の環境因子との関連性を研究。・生活習慣病の発症と遺伝子を型や栄養素摂取量・身体活動量等の環境因子との関連性を研究。・罹患同胞対法を用いた全ゲノム分析により、2型糖尿病感受性領域としてマップした遺伝子で未だ同定されていない領域について解析を行い、2型糖尿病感受性遺伝子を同定した。 [民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究の排除に努めるとともに、国の生活習慣病対策等の施策に、より高い反映・効果が見込まれる研究に重点化する。]	(又は見直しの方向性) 【法人形態の見直し】 独立行政法人医薬基盤研究所と統合する(平成22年度末までに措置予定)。 [国民の健康の増進について、より多角的に研究を進める観点から、独立行政法人医薬基盤研究所と統合する。] 【支部・事業所等の見直し】 新法人設立に伴い各研究所の研究部門、事務部門についても、必要な見直しを行う。(具体的な見直しについては検討中) 【組織体制の整備】 事務部門の一部効率化・合理化が見込めるため、平成22年度までに統合後の事務部門の人員配置について検討を行う。 研究部門についても、統合を見据えた効率的、効果的な研究組織への見直しを検討する。 [外部の協力研究員の一層の活用を図る。] 【非公務員化】 平成18.4.1実施済み	係る具体的措置(又は見直しの方向性) 【運営体制の整備】 ・研究所の経営判断等に関する重要案件については、定期、臨時に開催する幹部職員で構成するどを通じて、効率的かつ円滑に審議・調整を図ってきなり、見直し後も引き続き、こうした取組による柔軟かつ効率的な組織運営に努める。 【研究・業務組織の最適化】・併任ポストの見直しに基づ久率的・効果的な実を図ってきた。また外の見直しに基づの本の大員配置により専業を図ってきた。また外の別でできた。また外の別でできた。また外の別ででは、大学の客員、協力研究性化実施を通じて、大学の客員教授、特別講義の等を通じて、大学の客員教授、特別講義の等を構築して、大学の客員教授、特別講義の等の基準をを構築して、たま研究者等を育成や共同研究等の基準を通じて、お手研究者等を育成や共同研究等の基準を通じて、お手研究者等を高速で、も、記述を引き続きまた。・見直の人事の適正化】・国民健康・栄養調査、との人事の適正化】・国民健康・栄養の表にできた。また研究員のできた。また研究員のできた。また研究員のできた。また研究員のできた。また研究員のできた。また研究員のできた。また研究員のできた。また研究員である。
	重点調査研究以外の調 査研究			

||健康増進法に基づく業務|・国民健康・栄養調査の集計業務については、期間の短縮や経費 の節減に努めてきたところであるが、当該調査は厚生労働省の健 |康づくり施策、医療対策等施策を実施する基礎データを得るため| <u>に不可欠なものとして位置づけられており、見直し後も引き続き実</u> 施する必要がある。

> 「調査集計に要する期間の短縮化や経費節減の推進状況につい て、毎年、数値的に検証・公表を行うとともに、その結果に基づき、 具体的目標の見直しを不断に推進する。]

> ・食品表示許可試験及び収去試験については、健康増進法の改 正及び消費者庁が設置され、消費者行政の立て直し・強化が図ら れることにより、当研究所におけるこれら法定業務は今後ニーズ が一層高まることが予想されることから、今後も引き続きこれらの 業務を確実に実施するための体制の確保・強化を行う。

> 特別用途食品の表示許可試験については、登録試験機関にお いても実施されているところであるが、検査精度の維持・管理や検 査方法の標準化、ヒアリングの実施等の課題も多数あり、登録試 験機関との連携を図りながら、当研究所が引き続き、主体的に実 施していく必要がある。

> また、収去試験については、健康増進法に基づき国が実施する ことになっており、その結果に基づき、行政処分等の権限の行使 が伴うという業務の性格から、一般の食品等と同様、国の関係機 関である当研究所が自ら実施する必要がある。

[特別用途食品を利用する国民の信頼に寄与するため、整理合理 化後の体制も踏まえ、民間の登録試験機関の活用につき、検討す

国際協力、産学連携等 対外的な業務

アジア栄養研究ネットワーク等を通じてアジア地域の国々との研 | 究協力や若手研究者の招へい事業等を行ってきたが、アジア地 域をはじめとする諸外国との栄養・運動分野における研究協力の ニーズは高いことから、今後も引き続き国際協力を推進していく。 ・これまで産学連携による大学や企業等との共同研究や受託研究 を行ってきたが、研究成果の社会還元や知的財産の獲得及び実 |用化の観点から、今後も引き続き産学連携による共同研究や受託 研究等を推進していく。

度について

■栄養情報担当者(NR)制 ・・外部有識者を含むNR認定委員会等を通じて、厳格な試験を実 |施し、平成20年度までに3.480名にNR資格を付与したが、健康食 |品に対する国民の関心は年々高まっており、消費者に健康食品 等に関する適正な情報を提供することが一層重要になっているこ とから、今後当該制度のさらなる充実を図る必要がある。

・外部有識者を中心とする「NR制度のあり方検討委員会」を設置 し、平成20年8月に委員会意見として「報告書」が提出されたことを 受け、今後、NRの認知度の向上、職域の拡大など、NR支援の強 化を図るとともに

健康食品管理士認定協会等との連携を進めていく。

【評価の充実】

中期目標・計画や年度計画に沿った研究及び業務 の進捗状況に基づき、研究実績に係る内部中間報 告会及び外部評価委員会における所内公開での報 ||告及び評価を行ってきており、引き続き実施すること とする。

・これらの評価結果については、職員全員に周知を ||図り、研究所に求められている役割や方向性につい て、共通の理解を促すとともに、研究及び業務の内 容の改善に努めており、必要に応じて見直し等を行 いながら、引き続き推進していく。

【業務運営全体での効率化】

- 一般管理費については、公用車の削減、消耗品の -括購入等により、平成20年度末現在で目標とする |10%を超える削減を達成している。
- 人件費は、5年間で5%以上の削減目標を達成す るため、退職者の後補充にあたり原則公募による若 手任期付研究員の補充等により平成20年度末現在 で3%の削減を達成している。
- 業務経費は、原則競争入札の実施などにより経費 削減に努めたものの、中期目標期間中に臨時的支 出が生じるなどにより単年度では予算額を上回る支 出があったが、平成20年度末現在6%の削減となっ ており、削減目標の範囲内で推移している。

【外部研究資金その他の自己収入の増加】

厚生労働省、文部科学省、科学技術振興機構等の 機関が実施する公募型研究に積極的に応募し、競 争的資金の獲得に努めている。また企業等との共同 |研究や受託研究についても、内容を精査した上で積 極的に受け入れている。

知的財産については、その出願や維持にかかる費 用を勘案しながら、実用化の可能性が高いものにつ いて必要な出願、維持等を行い、自己収入の増加に 努めている。

[生活習慣病研究等に係る外部の競争的研究資金 の獲得や知的財産の有効利用などにより、自己収入 の一層の増加を図る。〕

【経費の抑制】

・人件費は、5年間で5%以上の削減目標を達成す るため退職者の後補充にあたっては原則公募による 若手任期付研究員の補充等に努めるとともに、国に 準じた給与体系や人事院勧告等に準じた対応を行う ことにより、人件費の削減は順調に推移しており、今 後も引き続き目標達成に向けて努力していく。

・一般管理費については、光熱水料の節約や消耗品 |等の一括購入など経費節減への取り組みを推進して きており、業務経費についても施設・設備や検査機 器等の共同利用をさらに進めるとともに、外注化の 推進、公用車の削減等により、人的コスト及び経費 の削減を図っている。

なお、これらのコストについては、月次の会計決算 こよりコスト分析・管理を実施してきている。

VI I /= I I I =				
独立行政法人医	基盤的技術研究	画期的な医薬品・医療機器の開発に資するとともに、新興・再興感	【法人形態の見直し】	【業務運営体制の整備】
薬基盤研究所		染症対策、迅速な新薬開発、難病対策等の国の政策課題の解決		①業務の民間委託について、(独)国立健康・栄養研
		と製薬産業等の活性化を図るため、以下に再編する。	<u>度末までに措置予定)。</u>	<u>究所との統合の作業において検討を重ねていく。</u>
		①次世代ワクチン開発の基盤研究		[給与や経理業務など間接部門の業務の民間委託に
		②医薬品、医療機器の毒性等評価系構築に向けた幹細胞基盤研		
		究	する。]	②研究費不正防止に関する規程を制定し、基盤研
		③難治性疾患治療等に関する基盤研究	②次期中期計画の策定に向けて研究プロジェクト等	<u>ホームページにおいて公表した。</u>
	生物資源研究	画期的な医薬品・医療機器の開発に資するとともに、新興・再興感	の現状や課題、業務の必要性等について精査し、検	[研究費不正防止に関する規程等を整備する。]
	_ 135,7,11,11,11	染症対策、迅速な新薬開発、難病対策等の国の政策課題の解決	<u> </u>	【拠忠大削り元臣し】
		と製薬産業等の活性化を図るため、以下のとおり措置する。	[民間団体、大学、地方公共団体、他府省等の研究	随意契約により複数年契約を締結していた案件で入
		①「遺伝子バンク事業」については、「難治性疾患研究資源バン	機関における研究の状況を総合的に勘案し、医薬基	
		ク」に発展的に組み換える。	盤研究所の研究プロジェクト組織などに関し、国が真	
		②「霊長類センター」については、新興・再興感染症対策等の推	に担う必要性につき精査し、検討する。]	【給与水準の適正化】
		進や難治性疾患の各種病態解明等を推進する。	【組織体制の整備】	当研究所の給与体系は国に準じた体系を適用して
		③「実験用小動物」、「培養細胞」「薬用植物」については、次世代		いるところであり、引き続き国の給与改正に準じた給
		の臨床医学・創薬研究分野に役立てるための基盤整備を引き続	究員等を活用するなどの措置をとることにより、人件	与の見直しを行い、ラスパイレス指数を100に近づけ
		き実施する。	<u>費の抑制を図る。</u>	る。
			『プロジェクト研究員、協力研究員の一層の活用によ	
	研究開発振興業務	①基礎研究推進事業については、今後は、「医薬品等開発に当た	り、人件費の抑制を図る。]	施設使用料の見直し、譲渡価格の見直しを行うな
		りリスクが高い研究分野」、「医薬品等開発に当たり公的支援の必	②(独)国立健康・栄養研究所と統合することとなって	ど、外部資金の獲得に向けた取組を更に進めてい
		要な研究分野」に重点化した募集を行う。	いることから、法人統合に向けた検討の中で監事の	
		②希少疾病用医薬品開発振興事業については、希少疾病用医薬	在り方について検討する。	
		品や医療機器(オーファンドラッグ等)の研究開発の助成等を国の	[常勤監事による監査機能の強化を図る。]	
		指定制度に基づき実施しており、引き続き当法人において実施す		
		る必要がある。		
		③実用化研究支援事業については、平成21年度より新規募集を		
		休止し、既採択案件の指導・助言体制を強化する。		
		[実用化研究支援事業については、欠損金を生じさせないよう、事		
		業手法の変更等について検討を行う。]		
	承継事業	承継事業の出資事業については、出資法人について、収益最大		
	7.45 7.48	化のための指導を行うとともに、期待される収益が管理コストを上		
		回る可能性のない法人については、速やかに解散整理等の措置		
		を講ずる。融資事業については、償還計画に沿った貸付金の回収		
		を着実に実施していく。		
		[多額の繰越欠損金を抱えている承継事業の速やかな整理に向		
		け、出資者とも協議しつつ、必要に応じ、出資先の解散整理、特許		
		権の売却その他の所要の措置を講ずる。		
	<u>II</u>			

独立行政法人労		【他の事務及び事業との統合】	【法人形態の見直し】	【業務運営体制の整備】
働安全衛生総合	調査研究		独立行政法人労働者健康福祉機構と統合する(平	① 現場ニーズや労働災害の発生状況、要因等の
研究所			成22年度末までに措置予定)。	把握方法等の充実を図るとともに、研究課題の選定
		(2)研究成果の活用促進に向けた取組みの実施		方法及び研究の評価方法について見直しを行い、行
				政ミッション型研究所としての性格をより一層明確に
		ら、独立行政法人労働者健康福祉機構と統合する。]	構と統合する。]	する。 ② 学識経験者、労働現場、医療現場、一般国民、
		。 光風現場にかける中人 毎年の - 展のウトに変せる研究の		(2) 字談経験者、労働現場、医療現場、一般国氏、
			【支部・事業所等の見直し】	行政等の事情に詳しい多方面の専門家からなる外
		推進	支部・事業所は有していない。	部評価委員会を開催している。 [外部評価会議等の評価を踏まえ、研究内容につい
		 3 他の研究機関で実施している重複研究課題等の排除のため	■ 【組織体制の整備】	【外部評価会議寺の評価を踏まえ、研究内容につい て、民間企業、大学、地方公共団体、他の独立行政
		の措置		と、氏間正来、大子、地方公共団体、他の独立行政
		011 [労働安全衛生に関する調査研究のうち、他の研究機関において		年度の研究費配分への反映等を行うことにより、効
		研究体制の整備や研究実績の集積が見られるものについては、		本及の研究員能力への及びすど刊力にこにより、効 率的な研究マネジメントを実施する。]
		速やかに廃止する。	が同な的100日至10211万。	一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
			【非公務員化】	【随意契約の見直し】
			平成18年4月1日に措置済み。	一般競争入札の拡大に向けた「随意契約見直し計
				画」、随意契約によることができる限度額や公告期間
				の短縮基準等を国と同一とする「契約事務取扱要
				領」については策定又は改正済みである。
				▮ 独立行政法人労働者健康福祉機構との統合(平成 ┃
				22年度末までに措置予定)に伴い、同機構の同種計
				画、規程等との統合を図ることとする。
				7 (A C. 1.26 - 24 - 11.7
				【給与水準の適正化】
				ラスパイレス指数については、平成20年度に事務
				職95.1、研究職92.2となっている。今後とも、さらに国
				民の理解が得られる適正な給与水準の維持に努め ることとする。
				る こと 9 る。
				【自己収入の拡大】
				自己収入の拡入 自己収入の拡大について、競争的研究資金及び受
				託研究等の獲得に努めることとする。
				[受託研究等による自己収入の拡大を図る]
1			II	II I

年金積立金管理	年金積立金の管理・運用			【業務運営体制の整備】
運用独立行政法		ら寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を	(1)専門性の向上や管理運用体制の強化などの前	<u>運用高度化のための基盤整備及び強化や、内部</u>
人		国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業		統制の一層の強化に向けた体制整備、職員の研修
		の運営の安定に資する」ことを目的とし、適切に年金積立金の管	を実行するための組織体制についての所要の見	棟の適切な実施を通じて、業務運営能力及び専門性
		理・運用を行っている。	直しを行う。	の更なる向上や法令遵守及び受託者責任の徹底を
		次期中期目標期間においても、これらの目的を果たすため、①		図る。
		長期的に安定した収益の確保や②運用高度化のための基盤の整	(2)引き続き常勤監事等による監査を適切に実施す	[職員の研修、利益相反管理の強化等により、更なる
		備及び強化に取り組むとともに、③国民の運用に対する理解を促		内部統制の徹底を図る。]
		進すること等に努めることとする。	 [常勤監事等による監査機能の強化を図る。]	人件費を含む一般管理費及び業務経費のあり方に
				ついては、次期中期目標期間においても、リバランス
		<主な事項>		の適切な実施や、キャッシュ・アウトの確実な実施等
		(1)長期的に安定した収益の確保に向けた更なる取り組み		に必要な機能の強化といった新たに必要な業務もあ
		〇 基本ポートフォリオの見直し		ることから、金融分野における専門知識を有する人
		○ リバランスの適切な実施に必要な機能の強化		材の確保や適切な業務遂行の観点から、一律の削
		〇 キャッシュ・アウトに必要な機能の強化		減目標の設定には慎重な検討が必要。
		○調査・分析の充実		【随意契約の見直し】
		○ 運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化		一般競争入札等を積極的に導入するために、十分
				な公示期間の確保や仕様書の明瞭化など入札実施
		(2)運用高度化のための基盤の整備及び強化		要件等の改善を行い、新たな業者の参入促進を図る
				とともに、入札等事務のマニュアルを作成して増加す
		(3)内部統制の一層の強化に向けた体制整備		る事務手続きの統一化・効率化を図ることに加え、O
		(a) Little Mark Little And Control of the Mark Little		A機器等の賃貸借契約の複数年化について導入す
		(4)国民に対する広報活動の充実・強化		る等の取組を進める。
		「年金積立金の管理運用は、年金制度の長期的・安定的な運用に		【給与水準の適正化】
		資する、重い責任を負った業務であることにかんがみ、株式及び		今後の給与水準も含めた人件費の在り方について
		債券の自主運用等におけるリスク分散など、運用委員会の専門性		は、次期中期目標期間においても、リバランスの適
		を十分に活用しつつ適切な管理運用を推進するとともに、広報活		切な実施や、キャッシュ・アウトの確実な実施等に必
		動を通じて事業成果に対する説明責任の所在の明確化を一層推		要な機能の強化といった新たに必要な業務もあるこ
		進する。		とから、金融分野における専門知識を有する人材の
				確保や適切な業務遂行の観点から、一律の削減目
				標の設定には慎重な検討が必要。
				【保有資産の見直し】
				日野宿舎等(2件)については、保有しないことを前
				提に、宿舎からの退去時期等の所要の調整を行って
				いる。
				『日野宿舎等(2件)の存廃について検討し、事務所
				移転時を目途に、結論を得る。]
				TS HAPA C 口 を「C、THAME C FT O o]

※「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)を踏まえた措置については、下線を引いた上で、具体的措置の記載の末尾に[]括弧書きで同計画の該当箇所を引用。

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 21 年7月現在)

厚生党	的働省所管(2法人)			
整理番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項		措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)
1	国立健康・栄養	◆ 非公務員化	1	平成18年4月1日(第2期中期計画)から措置済み。
	研究所(17)	● 調査研究を「生活習慣病の予防のための運動と食事の併用	1)	厚生労働省の担当部局と密接に連携を図りながら、国の生
		効果に関する研究」などに特化・重点化		活習慣病対策等の施策立案や推進に結びつくものを重点に
				おいて研究を推進した。なお「生活習慣病の予防のための
				運動と食事の併用効果に関する研究」は、3つの重点調査研
				究の一つである。
		● 国民健康・栄養調査の集計業務の期間短縮化、経費節減	1	第 2 期中期計画において「調査票の集計事務を調査票の受
				理後、7ヶ月間を目途に行う。」とし、集計作業の効率化を
				図ってきたところである。平成 20 年度は平成 19 年度より
				集計期間を1ヶ月短縮し既に中期計画は達成している。
				また調査票のデータ入力作業について、一般競争入札を実
				施し経費の縮減を行った。
2	労働安全衛生総	● 産業安全研究所及び産業医学総合研究所における調査研	1	独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学
	合研究所(16)	究業務の一体的実施		総合研究所を平成 18 年 4 月 1 日に統合し、研究業務等の一
	・旧産業安全研究			体的実施及び質的向上のために以下の措置を実施した。
	所 ・ 旧産業医学総合			(組織の改編)
	研究所			・研究員の知見を共有し、情報の伝達や意志決定を迅速に
				するため、産業安全及び産業医学の2研究所体制を廃止し、
				安全、健康、環境の研究領域制に移行

厚生党	台働省所管(2法人)			
整理番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項		措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)
				・研究職員の採用に当たっては、産業安全と労働衛生で採用基準を統一し、学際的な研究を推進する観点から両分野の管理職が同時に面接を行い、専門分野の能力はもとより、研究者としての将来的な発展性についても見極めた上で採否を決定 (研究評価基準の統一等) ・両法人の研究者の知見を活用した学際的な研究を行うため、産業安全と労働衛生に係る研究評価基準を統一化・効率的かつ効果的な研究資源の配分を行い、研究成果の質的向上を図るため、役員及び管理職による内部評価に加え、学識経験者、労働現場、医療現場、一般国民、行政等の事情に詳しい多方面の専門家からなる外部評価を実施(間接部門の合理化) ・間接部門の職員について、平成20年度末現在で平成17年度末に比較して3名削減
		● 非公務員による事務及び事業の実施	1	措置済み。 ※ 「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律」(平成18年通常国会に提出、成立済み)で平成18年度から非公務員化
		● 調査研究業務の重点化	1	労働災害防止計画、イノベーション25、WHOアクションプランに関する研究を重点的に実施した。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

	法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所 府省名 厚生労働省					
	大正 9. 9. 17 内務省栄養研究所創立→昭和 22. 5. 1 国立栄養研究所→平成元. 10. 1 国立健康・栄養研究所→平成 13. 4. 沿 革 独立行政法人化(公務員型)→平成 18. 4. 1 非公務員化→独立行政法人医薬基盤研究所と統合(平成 22 年度末までに 予定)						
中	期目標期間	第 1 期: 平成 13 年 4 月~平成 18 年 3 月 第 2 期: 平成 18 年 4 月~平成 23 年 3 月					
役員	数及び職員数	役員	数(うち、監事の人	数)		職員の実員数	
(平成	21年1月1日現在	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数			
	S監事の数を記載。 記事を含めた数字を記載。	4人 (2人)	2人(0人)	2人(2人)			4 6人
_	年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成22年度(要求)
国からの財	一般会計	8 2 2	9 3 1	8 3 1	7 9	7 8 9	778
政支出額の	特別会計	_			_	_	_
推移	計	8 2 2	9 3 1	8 3 1	7 9	789	778
	うち運営費交付金	803	908	8 1 2	7 9	789	778
(単位:百万円)	うち施設整備費等補助金	_	_	_	_		_
	うちその他の補助金等	1 8	2 3	1 9	_		_
支出予算額の	推移 (単位:百万円)	1, 087	1, 141	1, 047	899	881	_
利益剰余金(又)	は繰越欠損金)の推移	3 0 4	3 6	5 1	4 5	5	
(単位:百万円)	発生要因	平成 20 年度は、栄養情報担当者 (NR) 事業収入について前年度と比べ約 700 万円減収となった上、試験監督業部委託、試験、研修会開催のための会場借料などの固定経費の支出が収入を上回ったため、約 583 万円の損失を出し特別用途食品表示許可試験収入、受託収入、NR 事業収入、寄附金収入、その他の収入として施設使用収入、印税により貸借対照表上約 4,500 万円の利益剰余金が生じた。					円の損失を出したが、
	見直し案	法人経営基盤の安置	定化を図るため、競	争的資金や受託研究	等の外部資金の獲	得に取り組む。	
運営費交付金債	務残高 (単位:百元)	0	6 0	102	100	3	
行政サービス実	施コストの推移(単位:百万円)	926	1, 058	896	999	921	(見込み) 1,079
	う行政サービス実施コ 容及び改善見込み額	・食品表示許可試験	険の申請件数の増、	光熱水量等の節約、	機器の効率的な運	用等により、改善に努め	かる (▲10百万円)

中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項 等)(平成 20 年度実績)

- ・一般管理費(人件費を除く。)については、中期目標期間に10%の削減を目標としているが、中期計画の3年目において、既に10.8%の削減を達成した。
- ・人件費については、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、平成 18 年度以降の 5 カ年において 5 %以上の削減を予定しているが、平成 20 年度において 3 %の人件費削減を行っており、ほぼ目標に沿った削減を実施している。

なお、当研究所における給与は国に準じた体系(国に準じた給与表等)を適用しているところであり、国の給与改正に準じた給与の見直しを必要に応じ行っていく。また、当研究所の給与水準は国家公務員との比較において、適切なものであると考えているが、今後、研究員等の採用にあたっては若手の優秀な職員を積極的に採用するなど、平均給与水準をさらに抑制するための改善に引き続き取り組む。

- ・業務経費(運営費交付金を充当して行う事業に係るもの)については、中期目標期間に5%の削減を予定しているが、中期計画の3年目であるにもかかわらず、既に6.0%の削減を果たした。
- ・学術論文の掲載 250 報以上、口頭発表 750 回以上を目標としているが、平成 20 年度現在、学術論文の掲載は 347 報、 口頭発表は 952 回となっており、既に目標数値を大幅に超えている。
- ・知的財産については20件以上の特許出願を目標としているが、平成18年度6件、平成19年度2件、平成20年度5件と計13件の出願を行っており、目標達成に向けて概ね順調に進んでいる。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立健康・栄養	養研究所	府省名	厚生労働省			
事務及び事業名	重点調査研究						
事務及び事業の概要	研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省における健康づくり施策に必要不可欠な科学的知見を蓄積し、 発信することを目的として、以下の3つの分野に特化・重点化して研究を行う。 ①生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究 ②日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究 ③「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究						
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	487,782千円 (△6,739千円)	支出予算額	[[á初予算増減額)	572,428千円 (+77,907千円)		
 事務及び事業に係る職員数 (Pro21年1月1日駅)	(対 21 年度ヨ初ア昇増減額/	(Δ6, /39TH)	(刈 乙) 平度日	17 异增减银/	46人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	施策の企画立案や推進に結 を調査研究と重るの を表記を重さるが進展で、 ・ 大学、 ・ 厚生労働省ができるで、 ・ 厚生労働省が変をで、 ・ 厚生労働者が変をで、 ・ 厚生労食事に、 ・ 中響でのので、 ・ 中響にのので、 ・ で、 ・ で、 、 で、 ・ で、 、 で、 、 、 で、 、 で、 、 、 で、 、 で、 、 で、 、 で、 、 で、 、 で、 、 、 、	担当部局とのには、	査担の施を体るがあう究活病伝調研に安すが大、るンを動感子をある。 動模高と脂施等性同究を共保 、無年をお願いのはしている。 は、無年ををがある。 は、無年ををしている。 は、無年ををしている。 は、に、	性した。また、氏のでは、また、たのでは、また、とのでは、またのでは、	度、食育推進等の健康づくり 民間団体、大学、他府省等に の一つであり、一部研究計画 まの妥当性について検証する を実施。 旨質、糖質消費量に及ぼす影 利摂取による肥満・糖尿病 性を研究。 した遺伝子で未だ同定されて る観点から、重複・類似する		
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	調査研究業務については 的な視点に立てば、研究開	、業務の特殊性から行政サー 発の成果の社会還元により、 、健康な長寿社会の実現につ	健康な生活				

国の生活習慣病対策等の企画立案や推進に結びつく研究は今後ますますその重要性が高まっており、他の大学、研究機関等との役割分担や連携を図りながら、こうした分野に重点を置いた質の高い研究を一層の推進していく ことが重要である。

【廃止または民営化した場合の問題点】

当研究所は、国の生活習慣病対策の確保に直結する国民の健康・栄養に関する精度の高い科学的データを提供できる唯一の研究機関であることから、3つの重点調査研究は継続して行う必要があり、事業の廃止等は国民の生活習慣病予防対策の推進に直接的に悪影響を及ぼすこととなる。

【他法人への移管・一体的に実施した場合の問題点】

3つの重点調査研究は、国民の公衆衛生の向上及び増進のために必要不可欠な事業であり、かつ、これら健康・ 栄養・運動に関わる研究を総合的・一体的に実施している唯一の研究機関である当研究所でのみ行い得るもので あり、事業の他法人への移管等は困難である。

【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】

3つの重点調査研究は、いずれも国民の公衆衛生の向上及び増進のために必要不可欠の事業であり、安易に他の事務等と統合した場合、当該事業の効果的・効率的推進の妨げになると考えられる。

上記措置を講ずる理由

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所		府省名	厚生労働省			
事務及び事業名	重点調査研究以外の調査研究						
	① 科学技術基本計画に沿っ	って、研究機関として独自性の	の高い基礎的	・応用的研究を	 行う。		
事務及び事業の概要	② 研究の成果をより広くれ	t会に還元するために、食育拍	推進基本計画	iに資する調査研!	究を推進し、専門	家(管理栄	
	養士等)への情報提供を行	行う。					
市教及17市米1-167 00 左中 又 第两带板	国からの財政支出額	104,525千円	支出予算額	[118, 6	33千円	
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	(対 21 年度当初予算増減額)	(Δ1, 444千円)	(対 21 年度当	当初予 算増減額)	(+12, 6	664千円)	
事務及び事業に係る職員数 (円成21年1月1日現立)						46人	
	① 科学技術基本計画に沿っ	て、将来その応用・発展的な	展開を可能	とするため、見画	直し後も引き続き	、若手研究	
事務及び事業の見直しに係る具体的措置	者等による関連研究領域	での基礎的・独創的・萌芽的研	肝究を行う。				
(又は見直しの方向性)	② 食育推進基本計画に基づき全国的に食育を推進するため、関係機関・団体等との連携や役割分担の下に、当研究所の役割を踏まえて、食育推進に資する研究を引き続き実施する。また、食育推進以外の健康と栄養・運動						
※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	に関わる研究についても	、引き続き行政施策推進に資	賢する研究課	題を選定し、調	査研究を行う。		
行政サービス実施コストに与える影響	これらの調査研究の進展し	こより、若手研究者の育成や	将来のシース	ズとなる研究成果	具が期待されると	ともに、	
(改善に資する事項)	当該成果を活用した受託研	究等も見込まれることから、	収入増も期行	寺される。			
	若手研究者等による将来の	のシーズとなる独創的・萌芽	的研究につ	いては、外部評価	苗委員等から高く	評価されて	
	おり、若手研究者の育成や	研究所の活性化の観点から、	引き続き実施	拖する必要がある	,)		
	・幼児から高齢者まで食生活	f·栄養等に関わる数多くの課	題があり、国	国民の健康的な生	活習慣を確立する	るためには、	
	食育をはじめとする国の施設	策推進に役立つ調査研究を一	層推進する。	必要がある。			
	【廃止または民営化した場合						
	国の生活習慣病対策の確保に直結する国民の健康・栄養に関する精度の高い基礎的なデータを継続して提供で						
		ことから、3つの重点調査研			本事業は継続して	行う必要が	
		の健康へ直接的に悪影響を及	ぼすこととフ	なる 。			
上記措置を講ずる理由	【他法人への移管・一体的に実施した場合の問題点】						
		査研究とともに、国民の公衆					
		のは、健康・栄養・運動の3		的に研究している	る唯一の研究機関	である当研	
	究所でのみ行い得るものであり、事業の移管等は困難である。						
	【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】						
	本事業は3つの重点調査研究とともに、国民の公衆衛生の向上及び増進のために必要不可欠の事業であり、安						
	易に無関係な他の事務等と統合した場合、かえって統合の効果は得られなくなることが考えられる。						

法人名	独立行政法人国立健康・栄	養研究所	 府省名	厚生労働省			
事務及び事業名	健康増進法に基づく業務						
事務及び事業の概要	①国民健康・栄養調査の集計事務 厚生労働省の健康づくり施策、医療対策等施策を実施する基礎データを得るため、全国 300 地区、6,000 世帯を対象に調査を実施し、そのデータの集計・解析を実施している。 ②特別用途食品の許可又は承認に必要な試験及び収去食品の試験 ・特別用途食品(乳児用、幼児用、妊婦用、病者用などの特別な用途に適する旨の表示を許可された食品)として申請のあったものについて、厚生労働大臣は当研究所に許可に必要な試験を行わせることになっている。 ・保健所を設置する自治体が収去した特別用途食品等について、表示の内容が適切か否かを確認するため、当研究所において当該表示に係る有効成分の質量試験を実施している。						
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	研究所において当該表示 国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	○係る有効成分の負重試験を104,525千円(△1,444千円)	支出予算額		125,839千円(+10,585千円)		
事務及び事業に係る職員数 (平成)年1月1日第2	(// = / 1 (Z = 1/) / FF (B WWW.)	(<u> </u>	(//3 = - //2 =	- 103 1 31 - Hawitt	2人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	は厚生労働省の健康づくり けられており、見直し後も 「調査集計に要する期間 その結果に基づき、具体 ・食品表示許可試験及ここ で食品表示許図られること をはいが図られるきの をはいが図られるきる をも引き続きの表示許の 所が引き続き、主体的にて が明き続き、主体的いて が明き続き、主体的いて が等の権限の行使が伴うと する必要がある。 「特別用途食品を利用。 活用につき、検討する。	ま、健康増進法に基づき国が! いう業務の性格から、一般の る国民の信頼に寄与するため 	する基礎デー 記にる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	ータを得るために 毎年、数値的に び消費者庁の創設 務は今強にを行う を保・強されている も実施り、登録が とになって関係機関	不可欠なものとして位置づ 検証・公表を行うとともに、 とにより、消費者行政の立て が一層高まることが予想され。 ところであるが、検査精度 検機関を活用しつつ、当研究 その結果に基づき、行政処 関である当研究所が自ら実施		
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	艮品衣亦計可試験の件数の	胃川による日亡収入の増加 ・	的 500 万円				

国民健康・栄養調査の集計業務は、健康増進法に基づく法定業務であり、その目的を達成するためには、全国の自治体を指導しつつ、調査を正確かつ効率的に実施する必要があるため、そのノウハウを唯一有する当研究所が引き続き実施する必要がある。

また、特別用途食品の許可試験及び収去食品の試験については、消費者庁の創設後も引き続き実施する必要があり、また消費者行政の強化が図られることにより今後ニーズがさらに高まることが予想されるため、当研究所は国民生活センターとの連携をさらに強化し、消費者保護の観点からこれらの業務を的確かつ効率的に実施していく必要がある。

【廃止または民営化した場合の問題点】

国民健康・栄養調査は国及び都道府県の生活習慣病対策の計画・評価の基盤的データを提供するものであり、 当該業務に関連する研究基盤及びノウハウの蓄積のある当研究所でなければ的確に対応できないものであるため、当該業務が廃止されると的確な調査の実施が困難となり、民営化にはそぐわない。

また、特別用途食品の収去試験については、許可された特別用途食品等の適正表示を確保するため試験の結果に基づく許可取り消し等の公権力の行使を前提として行われることから、当該業務を廃止、民営化し不適切な運用がなされた場合、国の特別用途食品及び栄養表示基準制度への信頼が損なわれるとともに、特別用途食品の安全性の確保に大きな支障を来す恐れがある。

【他法人への移管・一体的に実施した場合の問題点】

国民健康・栄養調査の集計業務については、関連する調査研究の実績やノウハウがあってはじめて対応可能なものであり、調査を担当する地方自治体の管理栄養士等と密接な関係があり、適切な指導を行うことができる当研究所でなければ当該業務は実施できないことから、他法人への移管等は困難である。

また、収去試験については、公平・中立性を確保することが必須であること、食品成分の機能や分析手法を熟知した専門家集団を有する当研究所でのみ行うことができることから移管等は困難である。

【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】

集計業務や収去試験等は健康増進法に基づく法定業務であり、正確性、公平性等を担保するためには独立かつ 専門的に実施する必要があり、他の事業等との統合は困難である。

上記措置を講ずる理由

法人名	独立行政法人国立健康・栄養	養研究所	府省名	厚生労働省		
事務及び事業名	国際協力、産学連携等対外的	 的な業務				
事務及び事業の概要	① 国際栄養協力体制を充実強化し、特にアジア地域における国際貢献と学術的ネットワークの構築を行うことにより、国際社会における役割を果たす。② 産学連携推進機能の強化、寄附研究部門の充実等により、産学連携をより一層進め、研究成果の社会への還元と知的財産の獲得を目指す。					
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	43,150千円 (△597千円)	支出予算額(対 21 年度当	頁 当初予算増減額)	· ·	152千円 405千円)
事務及び事業に係る職員数 (円成21年1月1日現2)						4人
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	・アジア栄養研究ネットワーク等を通じてアジア地域の国々との研究協力や若手研究者の招へい事業等を行ってきたが、アジア地域をはじめとする諸外国との栄養・運動分野における研究協力のニーズは高いことから、今後も引き続き国際協力を推進していく。 ・これまで産学連携による大学や企業等との共同研究や受託研究を行ってきたが、研究成果の社会還元や知的財					
※[]内	産の獲得及び実用化の観点が	から、今後も引き続き産学連	携による共同	司研究や受託研究	?等を推進してし	ハく。
は整理合理化計画の該当箇所の記述						
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	・共同研究や受託研究が盛ん	地域をはじめ諸外国の健康水 んになれば研究所の収入増が こよる研究所の収入増が期待	期待される			されれば、研
上記措置を講ずる理由	きな問題となっており、これを学連携等については、存技術の移転・交換が可能となる。	合の問題点】 をはじめ海外との国際栄養協 たすとともに、産学連携の推 は感染症対策と並ぶ途上国に 制」が脆弱化し、国際社会に の効果的・効率的推進や人材 充実・発展が期待されている。	国究 力進おお育こ かんしょう かんりゅう かんりゅう かいりゅう かいりゅう かいりゅう かんしゅう かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゅん かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんし	通じて我が国が果 て	たす役割は大きれな研究の構築を 研究成果の機能を がある がある がある がある がある がある はたせであり、 で で が で で で で で で で で で の は き さ く な く な く く く く く く く く く く く く く く く	きい。 や人材養成、 行場では、 ではた、 ではた、 である。

力及び健康、栄養、運動における総合的な産学連携が可能な法人は見当たらないと考えられるため、他法人への業務移管は困難である。

(なお、基盤研との一体的実施については今後検討の必要が残る。)

【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】

当該事業については、国際産学連携センターを窓口として、当研究所の各研究部門及び事務部門が密接に連携して実施し、年々着実に実績を伸ばしており、関連のない他の事業との統合・一体化を行えば、当該事業の効果的・効率的な推進を妨げる恐れがある。

法人名	独立行政法人国立健康・栄養	養研究所	府省名	厚生労働省		
事務及び事業名	栄養情報担当者(NR)制度について					
	栄養情報担当者(以下「I	NR」という。)が社会的役割	を果たすこ	とができるよう、	研修や情報提供等を通じて	
事務及び事業の概要	その質的向上を図るととも	に、実際の業務内容のモニタ	リング等を	行い、制度や研究	2所の関与のあり方について	
	検討すること。					
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額	一円	支出予算額	Į	43,901千円	
	(対 21 年度当初予算増減額)	(一円)	(対 21 年度当	当初予算増減額)	(Δ4, 286千円)	
事務及び事業に係る職員数 (平成21年1月1日現2)					1人	
	・外部有識者を含むNR認!	定委員会等を通じて、厳格な	試験を実施し	し、平成 20 年度	までに 3,480名にNR資格	
 事務及び事業の見直しに係る具体的措置	を付与したが、健康食品に	対する国民の関心は年々高ま	っており、氵	消費者費に健康食	は品等に関する適正な情報を	
(又は見直しの方向性)	"-" '	なっていることから、今後当				
(X10)6E 00)3114E)	・外部有識者を中心とする「NR制度のあり方検討委員会」を設置し、平成20年8月に委員会意見として「報					
※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述		受け、今後、NRの認知度の	向上、職域(の拡大など、NR	で支援の強化を図るとともに	
/	健康食品管理士認定協会等	= 1. ,, 2.		===	A	
行政サービス実施コストに与える影響		な現場で活躍できる環境をつ	くることに	より、国民の食 <i>の</i>)安全及び健康食品等による	
(改善に資する事項)	健康被害の防止や健康の保持		- BB > 1/			
		に伴い健康食品に対する国民				
		あり方検討委員会」の報告書				
		実発展させるとともに、NR(いくことが必要でもる	の頁貝미工、	、活動の場の拡入	、など、任芸的――人に対応	
	した環境づくりを推進していくことが必要である。 ・また、健康食品管理士など他の類似資格関係団体との関係についても、NR制度が主導的立場にあることから、					
	認定更新に必要な単位の相互互換等を通じて連携を深め、NRの認知度の向上や活動の支援を図る必要がある。 【廃止または民営化した場合の問題点】					
上記措置を講ずる理由		ロッドを派え て健康食品の乱用・誤用を招	かないよう	な的確な相談指導	篁・情報提供を行う栄養情報	
			• . • •			
	担当者の認定を行うものであり、廃止をすれば、疾病予防効果を強調・宣伝する各種の「いわゆる健康食品」が 数多く社会に出まわり、健康被害事例の多発を招く恐れがある。					
					- 1 1 - 1 1 1 1 1	
	また民営化した場合、その認定制度はあくまで企業としての使命、目的に沿ったものとなるため、公正で科学					
	的な相談指導、情報提供が行えなくなり、消費者に混乱を招くとともに健康被害の多発等に繋がる。					
	以上のため、健康・栄養	の分野で実績のある当研究所	は、その使何	命の範囲からも、	また国民からの信頼感から	
	も廃止或いは民営化は困難	である。				

【他法人への移管・一体的に実施した場合の問題点】

当該事業は、国民の関心が高まっている健康食品の安全性・有効性等に関する適正な情報提供の担い手を養成するために、健康・栄養分野で実績のある当研究所がこれまでの研究成果や実績を活かしながら、組織一体となって取り組んで成果を上げているものであり、社会的認知度も高まってきている。他法人等でも類似の資格を付与しているが、資格認定制度の質や養成の目的等において、さまざまな課題を抱えており、当該NR制度が国の特別用途食品制度の適正な運用を図る先導的役割を果たしているため、他法人への移管を実施した場合、国民への適切な情報提供や相談が行われず、健康食品による健康被害の防止等が困難になる。

【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】

当該事業は、当研究所が国民の健康の保持増進に関する調査研究及び国民の栄養その他食生活に関する調査研究を総合的・一体的に実施していることを基盤として行っているものであり、他の事務及び事業との統合は困難である。

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名			府省名	
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	独立行政法人医薬基盤研究 所と統合する(平成22年度 末までに措置予定)。 「国民の健康の増進につい て、より多角的に研究を進 める観点から、独立行政法 人医薬基盤研究所と統合す る。]	新法人設立に伴い各研究所 の研究部門、事務部門につ いても、必要な見直しを行 う。(具体的な見直しにつ いては検討中)	事務部門の一部効率化・合理化が見込めるため、平成22年度までに統合後の事務部門の人員配置について検討を行う。 研究部門についても、統合を見据えた効率的、効果的な研究組織への見直しを検討する。 「外部の協力研究員の一層の活用を図る。」	平成 18.4.1 実施済み
上記措置を講ずる理由	事務部門の一部効率化・ 合理化が見込める。 医薬品等の開発に関する 研究能力と健康・運動・相 を選動・相 をでででは をででででででいる。 でででででででいる。 ででででででででいる。 でででででででででいる。 ででででででででいる。 でででででででででで		整理合理化計画において 「平成 22 年度末までに医 薬基盤研究所との統合す る」こととされたことを踏 まえ、国民の健康の増進に ついて、より多角的に研究 を進める観点から統合を行 うため。	

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国立健康・栄養	養研究所	府省名 厚生労働省			
見直し項目	運営体制の改善	研究・業務組織の最適化	職員の人事の適正化	事務等の効率化・合理化		
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	・ で	・づる効体 究的究と特て共て・織観引いる 一切 のに 講子究のに 一切 ののに 一切 ののののののののののののののののののののののののののの	・国民健康・栄養調査、食 事摂取基準策定、食品分析 等の法定業務をはじめ、研 究目的に沿って公募による 研究員の配置や特別研究 員、補助員等の適正配置を	・がいる。 ・がいる。 ・がいる。 ・がいる。 ・がいる。 ・がいる。 ・がいる。 ・がいる。 ・がいる。 ・がいる。 ・がいる。 ・がいる。 ・がいる。 ・でででででででででででででででででででででででででででででででででででで		
上記措置を講ずる理由	法人運営と意志決定を機動 的かつ効率的実施し、各部 門間の連絡調整を密にし執 行体制を強化するととも に、業務の確実な実施のた め研究企画評価に関わる体 制の強化と業務の計画的実 施が図られる。	組織ポストの再配置等の人 員配置を行い研究業務組織 体制の効率化を図るととも に他機関との連携・交流を 推進し組織の活性化が期待 される。	・適正な評価等に基づき、 人事の適正化を図り、適材 適所での人事配置を推進す ることにより、研究業務の 効率的推進及び質的向上が 可能となるとともに、人件 費削減にも寄与することが 期待される。	・I Tの活用による事務等の合理化や外部委託を進めることにより業務経費の削減につながる。 ・事務職員の資質向上により、事務の効率化・合理化が図られる。		

法人名	独立行政法人国立健康・栄養	菱研究所	府省名 厚生労働省		
見直し項目	評価の充実	業務運営全体での効率化	外部研究資金その他の自己 収入の増加	経費の抑制	
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	・画進績び所をき・てりる共に改応ら ・画進績び所をき・てりる共に改応ら ・画進績が所をき・てりる共に改応ら ・一回では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	・公括年〇て・以たた期平の・札減標じ予た6削て一用購度%い人上めり付成削業のに期る算が%減い一門に在え、り目削いのでは減りのでは減いのでででででででででででででででででででででででででででででででででで	・厚生労働省、文部科学省、 科学技術振興機構等の機関 が実施する公募型研究に資金 の獲得に努めている。 企業等との共同でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	・以たっ任め給準り推続し・光ののお施共と用コっ つに実人上めて期る与じ、移きて一熱一取り設同も車スてないよをに調者則究もや応費お達。理の入み務備を外減び。こ、スきで成にる等準告と順もて て耗節てい器め進、減 ス計管5すあ若にじ等に調引努 は品減きて等る、人を ト決理のかるた手努たによにき力、等へてものと公的図 に算を%るた手努たによにき力、等へてものと公的図 に算を	
上記措置を講ずる理由	引き続き所内の実績報告 会及び外部評価委員会にお ける評価を行い、研究及び 業務内容の改善に努める必 要がある。	引き続き業務の効率化を 進め、中期目標である人件 費5%、一般管理費10% 及び、業務経費各5%を達 成できる見込みである。	引き続き競争的資金の獲得に努めるとともに企業等との共同研究や受託研究を積極的に受け入れる。また、知的財産について、	引き続き支出の見直しを 進め、中期目標である人件 費5%、一般管理費10% 及び、業務経費各5%を達 成できる見込みである。	

実用化の可能性により必要
な出願等を行い、引き続き
自己収入の増加に努める。

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所		府省名	厚生労働省	
見直し項目	セキュリティの確保				
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	「セキュリティ対策実施手順書」の作成及びアプリケーションソフトの導入などを行い、セキュリティ確保に努めた。また、セキュリティ監査会社によるセキュリティチェックを受け、問題点について速やかに改善を図った。				
上記措置を講ずる理由	当研究所のウエブサイト のセキュリティ確保は、国 民に対する情報発信の重要 性から引き続き重視してい く必要がある。				

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

	法人名	独立行政法人医薬基	基盤研究所		府省名	厚生労働省	
		国立医薬品衛生研究	(平成 17. 4. 1		平成 22 年度末	
	沿革	国立感染症研究所の		- → 独立行政法人[医薬基盤研究所創		国立健康・栄養研究所
		(独)医薬品医療機器	器総合機構の一部で			と統合	
中	期目標期間	第1期:平成17年	F4月~平成22年	3月			
役員	数及び職員数	役員:	数(うち、監事の人	、数)		職員の実員数	
(平成	21年1月1日現在)	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数			
※括弧書きで	歪監事の数を記載 。	4 (0)	1 (0)	0 1 (0 1)			
役員数は監	[事を含めた数字を記載。	4人(2人)	1人(0人)	3人 (2人)			8 3 人
	年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成22年度(要求)
国からの財	一般会計	11, 577	11, 643	11, 598	11, 55	5 11, 414	12, 630
政支出額の	特別会計	1, 000	1, 400	1, 200	1, 200	0 800	400
推移	計	12, 577	13, 043	12, 798	12, 75	5 12, 214	13, 030
	うち運営費交付金	11, 474	11, 443	11, 333	11, 28	11, 152	11, 473
(単位:百万円)	うち施設整備費等補助金	103	200	264	273	3 262	1, 157
	うちその他の補助金等	1,000	1, 400	1, 200	1, 200	008	400
支出予算額の	推移 (単位:百万円)	13, 005	13, 432	13, 346	13, 67	12, 941	_
利益剰余金 (又)	は繰越欠損金)の推移	△26, 952	△28, 413	△29, 520	△30, 613	3	
(単位:百万円)	発生要因	・実用化研究支援事	業は、財政投融資物	特別会計から出資金を	を受け入れ、それる	を各研究テーマ採択先に	委託費として支出し
		ているが、医薬品の	研究開発は長期間	を要し、研究終了後の	の研究成果の実用の	比による製品販売収入等	により収益の回収を
		行うことから、研究	開発期間中は研究	委託費が損益計算上担	員失として計上さ	れることになり、繰越欠	損金が計上されてい
		る。					
		承継業務の出資事	業の繰越欠損金に	ついては、旧医薬品副	副作用被害救済·G	研究振興調査機構が実施	していた出資事業に
		より生じたものでも	あり、同機構から事	業を引き継いだ医薬	品医療機器総合機	構を経て承継したもので	である。出資事業は、
		旧医薬品副作用被害	『救済・研究振興調	査機構と民間企業との	の共同出資により	設立された研究開発法人	、が、医薬品、医療機
		器に係る研究開発を	と実施したものであ	り、研究開発に必要な	な費用を出資金に	より賄うため、研究開発	の進行に伴い、出資
		金と欠損金の双方な	^{が増加する構造とな}	っていたものである。	0		
	見直し案	・実用化研究支援署	事業については、繰	越欠損金の増加を抑	えるため、平成 21	年度より新規募集を休	止することとした。
		承継事業について	は、導出先企業に	おいて製品化に向けた	:開発が進行してし	いる存続 2 社については	収益最大化のための

	指導を行うとともに	、解散整理等の措	置を講じる必要が生	じた場合には速やか	に対応してい	< 。		
運営費交付金債務残害 (単位:百万円)	654	688	806	459				
行政サービス実施コストの推移(単位:百万円)	15, 687	15, 851	14, 254	14, 129	(見込み)	14, 121	(見込み)	14, 121
見直しに伴う行政サービス実施コス	実用化研究支援導	業に係る新規募集	の休止及び継続案件の	のバイ・ドール委託	費の交付の終	了による	る削減:△	4 億円
トの改善内容及び改善見込み額								
中期目標の達成状況	【業務運営の効率化	に関する事項】						
(業務運営の効率化に関する事項	〇 研究開発振興	具業務に係る一般管	理費(退職手当を除	く)については、平	成 16 年度とり	とべて 15	5%程度の額	頚を節減。
等) (平成 20 年度実績)	→ 20 年度終 ⁻	7時で 15.8%の節源	艾					
	〇 その他の業務	の運営費交付金に	係る一般管理費(退	職手当を除く)につ	いては、平成	17 年度	と比べて1	2%程度の
	額を節減。							
			。中期目標終了時(2					
			費(法定福利費及び					重要方針」
			E踏まえ、平成 17 年月	度を基準に中期目標	期間中に 4%」	以上の削	減。	
		7時で 4.3%の削減	•					44-1 B
			(競争的資金を除く) 。)については、平成	16 年度と比へ	ヾて 5%ネ	程度の額を	節減。
		7時で 79.2%の節派	•	***	>>4 &			
			費について、競争的2					
			係る事業費について	は、平成 17 年度とり	とへて 4%程度	[の観を]	即减。	
		7時で 32.6%の増。	ば体にして記述数は	笠のも ぬ L同 フー L	L+> - + +>	+> 17 £	ェヰムこ の	0 左座士不
			げ等による設備整備等					
			合計額は、中期計画の 着実な経費の節減は <i>往</i>					
	見込み。	ことで回りてあり、	個天は胜負の即派は1	」イフィレᢗいる。中州	日1宗於 」 时(2	21 平皮才	C) C 49043	王/爻 ∪ ノ 即 / 阦
		はオスサービスその	州の業務の質の向 Fi	に関する車項 】				
	【国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項】 ○ 成果の普及及びその活用の促進							
		□ 成果の音及及びその活用の促進 基盤的研究部及び生物資源研究部の研究成果につき年間60報以上の査読付論文を科学ジャーナル等論文誌に □						
	掲載する。	ᆸᇚᄼᆺᅜᅩᇄᆽᆙᄶᄢ	70HPV7W170M1C 7		ᄼᆂᇞᇅᄁᇭᄼ	- 17 T /	1 ///-	
		年度以降毎年達成	平成 17 年度(41	報)、平成 18 年度 ((87 報)、平成	19 年度	(98 報 .	
			平成 20 年度(127				•	

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人医薬基盤研究	所	府省名	厚生労働省			
事務及び事業名	基盤的技術研究						
事務及び事業の概要	薬品・医療機器の開発を目 (1) 医薬品安全性予測のた。 (2) ヒト試料を用いた疾患	関連たんぱく質の解析研究 有効活用のための基盤技術開 イルス剤開発基盤研究 究		ことにより、大学	や企業等における新たな医		
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	278, 320, 000 円 (51, 545, 000 円)	支出予算額		590, 555, 000 円 (51, 545, 000 円)		
事務及び事業に係る職員数 (円成)(年1月1日現)	(別21年及ヨ初了昇增減額)	(31, 343, 000 □)	(対 21 年度ヨ	i初予算 増減額)	18人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	次期中期計画においては、第三期科学技術基本計画(平成18年3月閣議決定)、長期戦略指針「イノベーション25」(平成19年6月閣議決定)等を踏まえて策定された「研究開発独立行政法人の在り方について」(平成19年10月総合科学技術会議有識者議員)において提言されている①安全・安心な社会の実現、②国家の基幹となる技術体系の確立、③産業競争力の強化と次世代を拓く新技術の創造等の「国の政策課題達成のための研究開発」を推進する。 具体的には、厚生労働省所管の独立行政法人として、より効率的かつ効果的に画期的な医薬品・医療機器の開発支援に資するよう事業を実施する観点から、新興・再興感染症対策、迅速な新薬開発、難病対策等の国の政策課題の解決と製薬産業等の活性化を図るため、研究プロジェクトのテーマを関連するものごとに再編し、①次世代ワクチン開発の基盤研究、②医薬品、医療機器等の毒性等評価系構築に向けた幹細胞基盤研究、③難治性疾患治療等に関する基盤研究とする。 その詳細は、以下のとおりである。 ①「次世代ワクチン開発の基盤研究」は、現在の「新世代ワクチン・抗ウイルス剤開発基盤研究」の一部(情報伝達制御に関するもの以外のもの)に再編する。 ②「医薬品、医療機器等の毒性等評価系構築に向けた幹細胞基盤研究」は、現在の「医薬品安全性予測のため						
	③「難治性疾患治療等に	」、「新世代抗体産生基盤研究 _」 関する基盤研究」は、現在の「 効活用のための基盤技術開発	ヒト試料を	用いた疾患関連が	たんぱく質の解析研究」、「疾		

	の一部(情報伝達制御に関するものに限る。)を統合する。 [民間団体、大学、地方公共団体、他府省等の研究機関における研究の状況を総合的に勘案し、医薬基盤研 究所の研究プロジェクト組織などに関し、国が真に担う必要性につき精査し、検討する。]
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	研究テーマの重点化による効率化
上記措置を講ずる理由	基盤的技術研究については、過去4年間、目覚ましい研究成果を上げてきたが、これをさらに発展させ、現在の厚生労働行政を取り巻く、新型インフルエンザなどの新興・再興感染症対策、迅速な新薬開発、難病対策等の各種政策課題の解決と製薬産業等の産業競争力強化へ繋げられるように臨床への橋渡しのために事業を再編する。 【廃止又は民営化した場合の問題点】 ① 本事業は、大学等が行う「基礎研究」と製薬企業が行う医薬品・医療機器の「開発研究」を橋渡しする共通的・普遍的な基盤技術の開発を目指す「橋渡し研究」を実施するものであり、このような分野で類似業務を実施している法人・機関はなく、廃止は困難である。 ② 本事業は、民間企業単独では実施し得ない共通的・普遍的な基盤技術の開発を目指す「橋渡し研究」を実施するものであり、民営化は困難である。 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】 医薬品・医療機器に関連する法人・機関としては、(独)医薬品医療機器総合機構と国立医薬品食品衛生研究所がある。しかし、「規制と振興の分離を図るべき」との国会決議を踏まえて、国立医薬品食品衛生研究所や(独)医薬品医療機器総合機構などの組織の一部を統合し、医薬品・医療機器の開発支援に特化した独立行政法人として、当研究所が設立されたものであり、業務をこれらの法人・機関に移管すること、又は業務をこれらの法人・機関と一体的に実施することは、こうした設立趣旨に逆行することになる。したがって、当該措置を講ずることは困難である。 【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】 本法人の事業は、医薬品、医療機器の開発支援をより効果的に進めるために、創薬支援等に関わる組織の事業を既に一体化して実施しているものであり、いたずらに関連のない他の事務及び事業との統合を行ったとすれば、統合の効果が得られなくなる可能性がある。

法人名	独立行政法人医薬基盤研究	近	 府省名	厚生労働省		
事務及び事業名	生物資源研究					
事務及び事業の概要		研究に必要な生物資源の供給 医療機器の開発を目指した研?			ううことにより、大学や企業	
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額	181, 573, 000 円	支出予算額	Į	345, 920, 416 円	
争伤及び争系に依る 22 年度で昇安水級	(対 21 年度当初予算増減額)	(47, 225, 000 円)	(対 21 年度当	á初予算増減額)	(47, 225, 000 円)	
事務及び事業に係る職員数 (円成21年1月1日現2)					37人	
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	ン25」(平成19年6月閣 9年10月総合科学技術会 る技術体系の確立、③ を推進する。 具体的に資するよと製事 養支援に資するよと製事業を 予支援課題の解バンことが資課題の子のしていいしていい 貴重治療をといいしていいしていいで ものは子のでは、では子のでは、一 貴になるのとのでは、一 は、原生労働省 でいいし、「のは子のでは、一 は、のでは、では、一 は、のでは、では、一 は、のでは、一 は、のでは、一 は、のでは、一 は、のでは、一 は、のでは、一 は、のでは、一 は、のでは、一 は、ののでは、一 は、ののでは、一 は、ののでは、一 は、ののでは、一 は、ののでは、一 は、ののでは、「 は、ののでは、「 は、ののでは、「 は、ののでは、「 は、ここでは、ここでは、ここでは、ここでは、ここでは、ここでは、ここでは、ここ	第三期科学技術基本計画(平議決定)等を踏まえて提言される。 議決定)等を踏まえて提言される。また、関係を踏まえて提言される。 議争力の強化と次世代を拓くを 意争力の強化と次世代を拓くを 所管の独立行政法人として を が管の独立行政法人を となせれる。 が管の独立行政との を が管の独立行政と の を の 活性化を 図 る の に 遺伝子 が い て 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	れた新 よ患下がでン労」治院決実「れ技 り治の遺はソ働「性のさ験研る創 率、お子事病所治患きるカ院)の 一次の 一次の 一次の 一次の 一次の 一次の 一次の 一次の 一次の 一次	発生・ケースを 安全・ケースを 安等の「単置もを なな政事の の大きのでは の大きのでは の大きのでの の大きのでの の大きのでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは	の在り方について」(平成1会の実現、②国家の基幹とな課題達成のための研究開発」 明的な医薬品・医療機器の開始策、迅速な新薬開発等の国 一次で開連する様々な情報にことが厳しい状況になっていた症等の難治性疾患に関するをでいました。 と近待政法人として、難治性疾いたが政法人として、難治性疾患に関するである。 一次では、対策を行うでは、対策を行うでは、対策を行うでは、対策を行うである。 一、は対入手の困難性(患者数 自の繁殖技術によって30年	

Free) コロニーの樹立に成功しており、コロニーの拡大による高品質で安全な霊長類の供給が可能となって いる。さらに、世界的に類を見ない難病の自然発症霊長類モデルや感染症霊長類モデルの作製を行うなど、 最先端の研究を行っている。このため、この貴重な霊長類資源を有効活用することにより、新規感染症モデ ルの作製による新興・再興感染症対策の推進、ES・iPS 細胞の作製・分化誘導等の研究等による新薬の開発 の促進、アルツハイマー病・拡張型心筋症等の難治性疾患の各種病態解明などに更に貢献できる事業を展開 していく。 ③ 「実験用小動物」については、世界から注目されている各種自然発症疾患モデル小動物の作製技術を有する 唯一の施設であるとともに、政策的に重要な難病などのヒト型モデルハ動物の作製技術等を有している。こ のため、厚生労働省所管の研究開発型独立行政法人として、引き続き、創薬等を目指した大学等の研究機関 や製薬企業等へ、この貴重な生物資源を供給するとともに、新たな実験小動物資源の開発を目指して、更な る事業展開を実施していく。 ④ 「培養細胞」については、ポストゲノム時代の医薬品・医療機器開発や、その基礎となる生命科学研究の実 施に不可欠な研究開発資源として需要は大きい。更に、高速で大量のゲノムの解読が可能になることに伴っ て、臨床医学・創薬研究分野での「培養細胞」に対する研究ニーズも高まっている。このため、厚生労働省 所管の研究開発型独立行政法人として、引き続き、多くの研究によって生み出された培養細胞研究資源を収 集し次世代研究に役立てるための基盤を整備していく。 ⑤ 「薬用植物」については、当機関は薬用植物の栽培保存、栽培生産、新品種の育成並びに種子及び培 養物の超低温保存法等による長期保存の技術を有し、更に薬用植物組織培養物コレクションを保有する唯 一の機関である。また、中国等における資源ナショナリズムの高まりにより、国外からの薬用植物資源の 輸入が厳しくなっていく中で、地域の特色を生かし、当機関のコレクションや技術を維持していくことは 非常に重要である。このため、引き続き、薬用植物の重点的保存・資源化と基準生薬の作成を行い、国民 の健康維持、増進に貢献していく。 「民間団体、大学、地方公共団体、他府省等の研究機関における研究の状況を総合的に勘案し、医薬基盤研究 所の研究プロジェクト組織などに関し、国が真に担う必要性につき精査し、検討する。 行政サービス実施コストに与える影響 現在治療法が確立していない難治性疾患等の各種疾患治療研究が推進されるとともに、その基盤となる我が国の (改善に資する事項) 独自の医療資源(生物資源)の確保が図られる。また、資源配分による自己資金獲得にも役立つ。 (1)について 難治性疾患の治療研究等を推進することは、厚生労働行政の喫緊の政策課題である。患者数が少数である難治 性疾患にかかる研究資源を有効に活用するには、多くの医療機関との連携により研究資源を収集・提供すること 上記措置を講ずる理由 により、大学や製薬企業等において、研究資源を容易に利用できるようにする必要がある。このような研究資源 流通のボトルネックの解消に向けた「難治性疾患研究資源バンク」を構築するためには、既にいくつもの難治性 疾患の遺伝子資源を有し、かつ、創薬等を目指したバンク事業における高度な品質管理技術等を有する遺伝子バ ンクを発展的に組み換えることが効率的であるため。

②について

新興・再興感染症対策、新薬開発、各種病態解明等は、いずれも厚生労働行政の喫緊の課題である。これら を打開するためには、SPF 霊長類、自然発症疾患霊長類モデル、感染症霊長類モデル等を用いた前臨床試験を行う ことで、ラット等の齧歯類を用いた評価系に比べ、ヒトへの外挿性の高い安全性、有効性評価が可能になり、新 興・再興感染症対策、新薬開発等における画期的なブレイクスルーとなるため。

③
 について

創薬等を目指した大学等の研究機関や製薬企業等へ、生物資源を供給することは、安全安心な社会の実現等を 目指す、厚生労働行政の大きな政策課題である。このため、自然発症疾患モデル小動物、ヒト型モデル小動物等 の貴重な生物資源を供給する事業を引き続き展開するものである。

4)について

高度に品質管理した細胞を研究に利用することは、我が国の生命科学研究の質の向上に不可欠であり、他種類かつ高品質の細胞を常時取り揃えて研究者に提供する公的細胞バンクの継続的な整備の意義は大きい、このため、 当該事業を引き続き展開するものである。

⑤について

薬用植物資源の重点的保存・資源化と基準生薬の作成は、安全安心な社会の実現等を目指す、厚生労働行政の大きな政策課題の一つであり、かつ研究開発独法のミッションである、薬用植物資源の保存・資源化にあたっては、従来から実施してきた育成技術を継続していくことが不可欠であり、資源ナショナリズムの台頭により薬用植物資源の輸入が厳しくなっている今日、ますますこの継続の重要性が増している。このため、当該事業を引き続き展開するものである。

【廃止又は民営化した場合の問題点】

- ① 本事業は、創薬等を目指した医学研究を行う大学、製薬企業等に対して、ヒト疾患研究に資する細胞等の 特徴のある貴重な研究資源を開発、収集、保存、提供等を行うものであり、このような目的で類似業務を実 施している法人・機関はなく、廃止は困難である。
- ② 本事業は、創薬等を目指した医学研究を行う大学、製薬企業等の多様なニーズに応えるために、出荷数量に比して、常に膨大な量の生物資源を維持管理等しなければならず、仮に民営化した場合には、このような多様なニーズには応えられず、研究者側で膨大なコストを負担しなければならなくなり、創薬等を目指した医学研究自体が実質的に不可能とならざるを得ない。したがって、民営化は困難である。

【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】

医薬品・医療機器に関連する法人・機関としては、(独)医薬品医療機器総合機構と国立医薬品食品衛生研究所がある。しかし、「規制と振興の分離を図るべき」との国会決議を踏まえて、国立医薬品食品衛生研究所や(独)医薬品医療機器総合機構などの組織の一部を統合し、医薬品・医療機器の開発支援に特化した独立行

政法人として、当研究所が設立されたものであり、業務をこれらの法人・機関に移管すること、又は業務をこれらの法人・機関と一体的に実施することは、こうした設立趣旨に逆行することになる。したがって、当該措置を講ずることは困難である。

【他の事務及び事業との統合した場合の問題点】

本法人の事業は、医薬品、医療機器の開発支援をより効果的に進めるために、創薬支援等に関わる組織の事業を既に一体化して実施しているものであり、いたずらに関連のない他の事務及び事業との統合を行ったとすれば、統合の効果が得られなくなる可能性がある。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人医薬基盤研究	 听	府省名 厚生労働省				
事務及び事業名	研究開発振興業務						
事務及び事業の概要	 ① 国民の健康の保持増進に役立つ画期的な医薬品や医療機器の開発につながる可能性の高い基礎的な研究を国立試験研究機関や大学などと研究契約を締結して実施し、その成果を広く普及する。 ② 厚生労働大臣により指定された希少疾病用医薬品や医療機器(オーファンドラッグ・オーファンデバイス)の研究開発を促進するため、助成金交付、指導・助言等を行う。 ③ 国民の健康の保持増進に役立つ画期的な医薬品・医療機器の実用化段階における研究を支援するため、優れた研究テーマを応募したベンチャー企業などに必要な研究資金をバイ・ドール委託方式で提供する。 						
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	(開発振興勘定:事業費) 8,820,093,000円 (0円) (研究振興勘定) 400,000,000円 (△400,000,000円)	支出予算額 (対 21 年度当初予算増減額)	(開発振興勘定:事業費) 8,904,940,701 円 (△41,224,177 円) (研究振興勘定) 400,000,000 円 (△400,000,000 円)			
事務及び事業に係る職員数 (呼ぬ)年1月1日第2				8人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	基礎的研究につる必要を おいて、 おいでは、 一方の必要を がの成、 の成、 のであるが、 のであるが、 のでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのできまれる。 ののでのでのでのでのできまれる。 ののでのでは、 ののでのでのできます。 ののでのできまれる。 ののでのできます。 ののでは、 ののでのできます。 ののでは、 ののでのできます。 ののでは、 ののでのできます。 ののでは、 ののでのできます。 ののでは、 ののでのできます。 ののでは、 ののでのできます。 ののでは、 のので、 のので	大学等のノウハウを活用したがあるものである。このようだがあると、研究プロジェクト「医薬品等開発に当たりリスに点化した募集を行うなど、独身発振興事業については、再生、工心臓等の医療機器といった。開発投資の回収が困難である。に制設されたものであり、国の表に続き当法人において実施する。	こ研究を支援するものでありな中、当法人としては、委託、に係る優れた採択・指導・スクが高い研究分野」、「医薬は立行政法人が本来行うべき、本人では、医療上の必要性がるものを対象とし、平成5年のオーファンドラッグ等の指定を必要があるものである。	おいて、民間では実施困難な、引き続き、独立行政細胞の基本に研究において「ips 細胞のるとの言いなどを有しなの支援を制発に当たり公適切化を事業としての更なる適切化を患いにもかからず、グ等を対象と、患のにオーンで実施していることに基づき実施して、継続案件で成22年度までに、継続案件			

	の委託費の交付を終了する。本事業は委託期間及び委託終了後の継続的フォローが重要であり、実用化研究 評価委員会の指導・助言に加え、進捗状況等報告会の拡充等により、既採択案件の指導・助言体制を強化し、 早期の事業化に向け、プログラムオフィサー等により継続的に指導・助言等を行っていく。[実用化研究支援事業については、欠損金を生じさせないよう、事業手法の変更等について検討を行う。]
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	実用化研究支援事業に係る新規募集の休止及び継続案件の委託費の交付の終了による削減:△4億円
上記措置を講ずる理由	実用化研究支援事業は、平成16年度から開始された。実用化段階の研究を支援することにより、研究開発成功確率の向上と資金回収までの期間の短縮を目指しているが、研究成果の実用化による製品販売収入等が得られるまでには、委託費相当額が欠損金として計上される。20年度末時点で5,371百万円の繰越欠損金が計上されているが、当該繰越欠損金の増加を抑制し、解消に向かうようにするため、上記措置を講ずるものである。【廃止又は民営化した場合の問題点】この事業自体を現時点で廃止することになれば、将来見込まれる収益を回収できなくなり、繰越欠損金の解消につながらなくなる。また、医薬品・医療機器の開発を促進するための公的資金を配分し製品化につなげる事業であり、専門性、公平性、中立性、行政施策との整合性が強く求められること等から民営化は困難であるとともに、官民競争入札の趣旨に馴染まないものである。【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】医薬品に関連する法人・機関としては、(独)医薬品医療機器総合機構と国立医薬品食品衛生研究所があるが、「規制と振興の分離を図るべき」との国会決議を踏まえて、国立医薬品食品衛生研究所や医薬品医療機器総合機構などの組織の一部を統合し、医薬品・医療機器の開発支援に特化した独立行政法人として、当研究所が設立されたものであり、業務をこれらの法人・機関に移管することは、こうした設立趣旨に逆行することとなる。【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】本法人の事業は、医薬品、医療機器の開発支援をより効果的に進めるために、創薬支援にかかわる組織の事業を既に一体化して実施しているものであり、いたずらに関連のない他の事務及び事業との統合を行ったとすれば、統合の効果が得られなくなる可能性がある。

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人医薬基盤研究	听	府省名	厚生労働省			
事務及び事業名	承継事業			-			
事務及び事業の概要	出資事業は基礎又は応用段階からの研究開発を対象としており、医薬品機構と民間企業との共同出資により15 の研究開発法人が設立された。平成15年度に廃止され16年度から承継事業とされ医薬品医療機器総合機構を 経て医薬基盤研究所が出資法人の株式を承継している。						
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	0円(0円)	支出予算額 (対 21 年度当	[当初予算増減額)	126, 000, 000 円 (△20, 000, 000 円) (うち融資事業返還額 86, 000, 000 円)		
事務及び事業に係る職員数 (平成) 年1月1日第2					2人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	承継事業の出資事業については、出資法人について毎年評価を実施し、導出先企業において製品化に向けた開発が進行しており収益が見込まれる法人については、収益最大化のための指導を行い、期待される収益が管理コストを上回る可能性のない法人については、速やかに解散整理等の措置を講ずる。融資事業については、償還計画に沿った貸付金の回収を着実に実施していく。[多額の繰越欠損金を抱えている承継事業の速やかな整理に向け、出資者とも協議しつつ、必要に応じ、出資先の解散整理、特許権の売却その他の所要の措置を講ずる。]						
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし(運用収入による事業のため)						
上記措置を講ずる理由	品副作用被害救済・研究振継いだ医薬品医療機器であ 上記措置を講ずるもの場合。 「廃止又は民営化した場合。 「原止又は民営化した場合。 「原連」である収益を現時点が 「対象の回収もできな放棄 は、中立性、行るのを が、ないまする。 「他法人等への移管・一体」 「と薬品に関連する法人・機関を	の問題点】 止し、導出先企業において製 することになり、繰越欠損金 る。また、医薬品・医療機器の との整合性が強く求められる ある。	資事業による 承継したもの 品化に向ける の開発のため こと等から 機器総合機構	り生じたものであ のである。当該繰 た開発が進行中の ながら的資金を出 たは困難であ 民営化は困難であ	り、同機構から事業を引き 越欠損金を解消するため、)存続2社の清算を行えば、 」でなく、融資事業において 資したものであり、専門性、 らるとともに、官民競争入札 品衛生研究所があるが、「規		

どの組織の一部を統合し、医薬品・医療機器の開発支援に特化した独立行政法人として、当研究所が設立された ものであり、業務をこれらの法人・機関に移管することは、こうした設立趣旨に逆行することとなる。

【他の事務及び事業と統合した場合の問題点】

本法人の事業は、医薬品、医療機器の開発支援をより効果的に進めるために、創薬支援等にかかわる組織の事業を既に一体化して実施しているものであり、いたずらに関連のない他の事務及び事業との統合を行ったとすれば、統合の効果が得られなくなる可能性がある。

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所	if	府省名 厚生労働省	
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事務所等の見直し	組織体制の整備	非公務員化
見直し項目 組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	法①すか康(置便るか康る ②で討評等期プ題で民団に的所な必別点を強力では、	薬用植物資源研究センター 和歌山研究部については、	組織体制の整備 ① (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	非公務員化平成 17 年に措置済み。

上記措置を講ずる理由	①事務が見いのとのでは、 ・ では、 ・ では、	見直しも含めた検討を行	①総人件費な革の取組を引き続き行うた協力研究員の 方にのの活所を到る。 ②整理合理化計画においまで、「栄養のでは、大会のでは、大会のでは、大会のでは、大会のでは、大会のでは、大会のでは、大会のでは、大きないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、	_
	が盛んになる。			

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所		府省名	厚生労働省	
見直し項目	法人形態の見直し	職員数の削減	その他	-	その他
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述		総人件費な革の取組として 人件費又は人員の削減のい ずれととなっているが削れを選択しているがののでは、人件費のでは、人件費のでは、別値を行ってのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで			
上記措置を講ずる理由		総人件費改革の取組を引き 続き行うため、プロジェク ト研究員、協力研究員の活 用を行い、人件費の抑制を 図る。			

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所	if and the second secon	府省名 厚生労働省	
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の適正化	保有資産の見直し
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	① 電子 で で で で で で で で で で で で で で で で で で		プ用大体では、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	

	①給与業務など間接部門の 業務の民間委託を行うこと により事務処理の効率化を 図ることが可能かどうか、 検討を行う。	当法人において、類似業務 を一般競争入札で実施して いるため、複数年契約の終 了を待って一般競争入札に 移行する。	一層効率的な業務の実施を 図りつつ、国民の理解の得 られる人件費総額及びラス パイレス指数の水準にす る。	_
上記措置を講ずる理由	②研究費の不正使用問題への厳正な対処を徹底することが総合科学技術会議等から指摘されており、ムを構造している。 では、大きないでは、は、はいいでは、ないでは、はいいでは、はいいでは、はないでは、は、はいいではないが、はいいではないが、はいいではないが、はいいではないが、はいいではないが、はいいではないが、はいいではないが、はいいではないが、はいいではないが、はいきないではないがではないがないが、はないではないが、はいはないではないがはないがないではないが、はいいではないが、はいいではないが、はいいではないが、はいいではないが、はいいではないが、はいいではないが、はいいではないが、はいいではないが、はいいではないが、はいいではないではないが、はいいではないが、はいいではないがはないがではないがではないがではないがではないがではないがではな			

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所	fi	府省名	厚生労働省	
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札等の導入	その他		その他
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述		医薬品等の開発を促進させ るための公的研究費の配分			

	当研究所の運営強化を図る ため、自己財源の確保に取 り組む。	_	
上記措置を講ずる理由			

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

	法人名	独立行政法人労働	安全衛生総合研究所		府省名 厚	生労働省	
			產業安全研究所 〕_	平成 13 年 4 月	独立行政法人産業安	全研究所	平成 18 年 4 月統合
	沿革	昭和 24 年 労働省			独立行政法人産業医	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	(現在に至る。)
						統合(平成22年度末	までに措置予定)
	中期目標期間		4月~ 18年3月		8 年度 ~ 22 年度 1		
	数及び職員数		数(うち、監事の人			職員の実員数	
	21年1月1日現在	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数			
	·監事の数を記載。 『事を含めた数字を記載。	5人 (2人)	4人(1人)	1人 (1人)			117人
	年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成22年度医救
国からの財	一般会計	統合前	798	820	820	799	755
政支出額の	特別会計	統合前	2, 099	2, 090	1, 947	1, 985	1, 967
推移	計	統合前	2, 897	2, 910	2, 767	2, 784	2, 722
	うち運営費交付金	統合前	2, 478	2, 514	2, 516	2, 536	2, 310
(単位:百万円)	うち施設整備費等補助金	統合前	420	396	251	248	411
	うちその他の補助金等	統合前	_	_	_	_	_
支出予算額の	推移(単位:百万円)	統合前	2, 930	2, 938	2, 793	2, 810	2, 749
和益剰余金(又)	は繰越欠損金)の推移	統合前	9	17	32		
(単位:百万円)	発生要因				こ。)、講演会に出席し	_ン た際の謝金」、「特許	使用料」、「施設の有
			等により、利益剰				
	見直し案	(上記の利益剰余金	金は、独立行政法人	通則法及び中期計画	に従い、国庫に返納	している。)	
運営費交付金債		統合前	103	118	284		
	施コストの推移(単位:百万円)	統合前	3, 075	2, 983	2, 797	(見込み) 2,810	(見込み) 2,749
	う行政サービス実施コ	なし。					
	容及び改善見込み額						
	目標の達成状況	1 独立行政法人(M-T	.	Im - I- I	
	の効率化に関する事項	平成 20 年度の 	評価の状況は、全2	24 項目に対し、S3	個、A17個、B4	値であった。	
等)(平成 20 	年度実績)						

2 一般管理費、事業費及び人件費の効率化

(1)一般管理費

一般管理費については、中期目標期間中に 15%の削減を予定しているが、平成 20 年度は、9.5%の削減となった。 光熱水費及び修繕費等の一般管理費の削減を引き続き行うことにより、中期目標期間終了までに削減目標の達成は可能であると見込まれる。

(2)事業費

事業費については、中期目標期間中に 5%の削減を予定しているが、平成 20 年度は 3.1%の削減となった。これまでのところ目標を上回る削減となっており、中期目標期間終了までに削減目標の達成は可能であると見込まれる。

なお、事業費を削減すると研究費の額にも影響を与えるところ、研究予算の配布について公平性を確保するとともに、研究職員のモチベーションを高める必要がある。このため、競争的研究資金及び受託研究の獲得を進めることと並行して、効率的かつ効果的な研究資源の配分を行うため、役員及び管理職による内部評価に加え、学識経験者、労働現場、医療現場、一般国民、行政等の事情に詳しい多方面の専門家からなる外部評価を実施することにより、研究職員の研究予算を決定している。

(3)人件費

人件費については、中期目標期間中に5%の削減を予定しているが、平成20年度末の段階で2.0%の削減となった。 なお、定年退職する研究員の補充に当たっては、若年の任期付き研究職員の採用を進め、人件費の抑制に努めており、職員の年齢構成から平成20年度及び21年度の定年退職者等の増加が見込まれることから、中期目標期間終了までに削減目標の達成は可能であると見込まれる。

また、ラスパイレス指数については、平成20年度に事務職95.1、研究職92.2となっている。

3 労働災害防止計画、科学技術基本計画等を踏まえた研究業務の重点化

労働安全衛生研究の重点化を図るため、労働災害防止計画、イノベーション25、WHOアクションプランに関する研究を重点的に実施しており、中期目標期間中に34課題の実施を予定しているが、平成20年度の段階でこれを27課題について終了又は着手した。

4 成果の普及・活用

論文の学会発表については、中期目標期間中に 1,700 回の発表を予定しているが、平成 20 年度末の段階では 1,076 回 (達成率 63.3%) の発表となった。予定を上回るペースで学会発表を行っており、中期目標期間終了までに目標の達成は可能であると見込まれる。

なお、論文発表については、中期目標期間中に 850 報を予定しているが、平成 20 年度末の段階では 921 報 (達成率 108.4%) となり、既に目標を達成した。

Ⅱ.事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人労働安全衛生	総合研究所	府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	労働安全衛生に関する調査		•		
事務及び事業の概要	行政ニーズの高い重大災害を中心とした産業災害を防止するため各種災害現象の解明及び災害防止技術の開発に関する調査・研究を行うとともに、労働者の健康の保持増進に寄与するため社会的・行政的ニーズの高い職業性疾病等を中心として労働衛生に関する調査及び研究を幅広く実施する。 また、行政からの依頼に基づき、高度な専門的知見を活用し、日々多様化、複雑化する労働災害の原因調査を行い、行政における再発防止対策立案を支援する。				
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 21 年度当初予算増減額)	27.2億円 (△0.6億円)	支出予算額	頁 当初予算増減額)	27.5億円 (△0.6億円)
	(为21 千汉当为了并相属的	(四0.0 周1]	(月21 千及=	コツァ 开 相似版/	117人
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	独立行政法人労働安 措置予定)に保いに 活合研究データ等を 京研究データ等を 其体的に 有線対策等のには の研究でには の研究では のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの	必要なデータ等の取得範囲の 全衛生総合 動安全衛生に係るの 動安のでは、 一ので、 一ので、 とっと。 にっと。 にっと。 にっと。 一ので、 にっと。 にっと。 にっと。 にっと。 にっと。 にっと。 にっと。 にっと。	「中国 では、	合化を関語では、	全立行政法人労働安全衛生 では、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学では、大学では、大学では、大学では、これまで、これが、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では

	置予定)に伴い、行政ミッション型研究所としての性格をより一層明確にするため、労働安全衛生関係法令等の改正の基礎となる科学的知見を得ることをはじめ、これまで以上に現場ニーズや労働災害の発生状況、要因等の把握に務め、労働現場における安全と衛生の一層の向上に資する研究を行うことができるよう、現場ニー
	ズや労働災害の発生状況、要因等の把握方法等の充実を図るとともに、研究課題の選定方法及び研究の評価方
	法等について見直しを行うこととする。
	3 他の研究機関で実施している重複研究課題等の排除のための措置
	平成 19 年度から学識経験者、労働現場、医療現場、一般国民、行政等の事情に詳しい多方面の専門家からな
	る外部評価委員会を開催し、他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積等が見られるものでない
	かも含め事前評価等を実施し、重複研究課題の排除、研究内容の精査に努めている。
	なお、独立行政法人労働安全衛生総合研究所は、我が国で唯一の「産業安全及び労働衛生」分野における総
	合的研究機関であることもあり、上記事前評価では、他の研究機関における研究体制の整備や研究実績の集積
	等が見られる研究はなかった。 「Wiking A 你は、問して記された。こと、は、2 死亡は800とは、100と100とは、2 死亡は80とと、100とは
	[労働安全衛生に関する調査研究のうち、他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積が見られるも
	のについては、速やかに廃止する。]
行政サービス実施コストに与える影響	なし。
(改善に資する事項)	
	1 独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構が統合されるのに伴い(平成 22
	年度末までに措置予定)、より一層総合的な研究等が行えるようにするため。
上記措置を講ずる理由	2 行政ミッション型研究所としての性格をより明確にするため。
	3 独立行政法人労働安全衛生研究所の研究課題が、他の研究機関と重複していないことを担保するため、外部
	評価委員会を開催し、研究内容を精査する必要がある。

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人労働安全衛生総	総合研究所	府省名 厚生労働省		
見直し項目	法人形態の見直し	支部・事業所等の見直し	組織体制の	整備	非公務員化
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	独立行政法人労働者健康 福祉機構と統合する(平成 22 年度末までに措置予 定)。 [労働安全衛生に係る研究 業務等の一層の総合化を図 る観点から、独立行政法人 労働者健康福祉機構と統合	支部・事業所は有していない。	独立行政法人労働者健康 福祉機構との統合(平成 22 年度末までに措置予定)に 伴い、総務・経理業務等間 接部門の合理化を行う。		平成18年4月1日に措置 済み。
	する。] 独立行政法人労働安全衛			ました。 まし労働者健康	
上記措置を講ずる理由	生総合研究所が行う研究と 独立行政法人労働者健康福 祉機構が行う臨床研究を統 合することにより、腰痛、 振動障害、メンタルヘルス、 石綿等の分野で、総合的な 研究を推進するためであ る。	_	福祉機構との統合に伴い、 効率的な業務運営を図るためである。		_

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人労働安全衛生総	総合研究所	府省名	厚生労働省	
見直し項目	業務運営体制の整備	随意契約の見直し	給与水準の流	適正化	保有資産の見直し
	① 現場ニーズや労働災害	一般競争入札の拡大に向	ラスパイ	レス指数につい	
	の発生状況、要因等の把握	けた「随意契約見直し計	ては、平成 2	0年度に事務職	
	方法等の充実を図るととも	画」、随意契約によることが	95.1、研究職	92.2 となって	
	に、研究課題の選定方法及	できる限度額や公告期間の	いる。今後の	とも、さらに国	
	び研究の評価方法について	短縮基準等を国と同一とす	民の理解が行	导られる適正な	
	見直しを行い、行政ミッシ	る「契約事務取扱要領」に	給与水準の約	維持に努めるこ	
	ョン型研究所としての性格	ついては策定又は改正済み	ととする。		
	をより一層明確にする。	である。			
	② 学識経験者、労働現場、	独立行政法人労働者健康			
運営の効率化及び自律化に係る	医療現場、一般国民、行政	福祉機構との統合(平成 22			
見直し案の具体的措置	等の事情に詳しい多方面の	年度末までに措置予定)に			
(又は見直しの方向性)	専門家からなる外部評価委	伴い、同機構の同種計画、			_
	員会を開催している。(再	規程等との統合を図ること			
※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	掲)	とする。			
	[外部評価会議等の評価を				
	踏まえ、研究内容について、				
	民間企業、大学、地方公共				
	団体、他の独立行政法人等				
	の研究機関との重複を排除				
	するとともに、次年度の研				
	究費配分への反映等を行う				
	ことにより、効率的な研究				
	マネジメントを実施する。]				

	① 他の研究機関において	契約事務の透明化を図	一層効率的な業務の実施	
	研究体制の整備や研究	り、一層効率的な事業運営	を図りつつ、国民の理解の	
	実績の集積等が見られ	を図るためである。	得られるラスパイレス指数	
	るものでないかを含め		の水準にするためである。	
	た事前評価等を実施			
	し、重複研究課題の排			
	除、研究内容の精査に			
	努め、			
上記措置を講ずる理由	② 役員及び管理職による			
工配相直を再りる連田	内部評価及び外部評価			
	を行うことにより、研			
	究実績の評価を行い、			
	研究職員の昇格昇任、			
	研究予算の配布額等に			
	反映させることによ			
	り、			
	効率的な研究マネジメント			
	を実施するためである。			1

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所		府省名	厚生労働省	
見直し項目	自己収入の増大	官民競争入札等の導入	その他		その他
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	自己収入の拡大について、競争的研究資金及び受託研究等の獲得に努めることとする。 「受託研究等による自己収	_		_	
	入の拡大を図る] 労働安全衛生分野におけ				
上記措置を講ずる理由	る研究業務の一層の充実を 図るためである。	_		_	_

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

	法人名	年金積立金管理運用	年金積立金管理運用独立行政法人 府省名 厚生労働省				
	沿革	昭和 36.11.25	平成 13.4.1	平成	18. 4. 1		
	心 中	年金福祉事業団	年金福祉事業団 → 年金資金運用基金 → 年金積立金管理運用独立行政法人				
中	期目標期間	第 1 期:平成 18 年 4 月~22 年 3 月					
役員	 数及び職員数	役員	役員数(うち、監事の人数) 職員の実員数				
平成	21年1月1日現在)	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数			
※括弧書きで	監事の数を記載。			1人(1人)			
役員数は監	事を含めた数字を記載。	4人(2人)	3人(1人)	※7月1日任命			76人
	年 度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成22年度(要求)
国からの財	一般会計	独法化前		_	_	_	_
政支出額の	特別会計	独法化前		_	_	_	_
推移	計	独法化前	_	_	_	_	_
	うち運営費交付金	独法化前	_	_	_	_	_
(単位:百万円)	うち施設整備費等補助金	独法化前	_	_	_	_	_
	うちその他の補助金等	独法化前	_	_	_	_	_
支出予算額の	推移(単位:百万円)	独法化前	(39, 787, 586)	(52, 151, 997)	(37, 042, 759)	(14, 079, 063)	_
和益剰余金(又)	は繰越欠損金)の推移	独法化前	(10, 269, 672)	(3, 322, 455)	(△7, 872, 658)		
(単位:百万円)	発生要因]り)を確保するよう長期的に	
			- · · · · - · -			されており、平成20年度にお	ける運用も、厚生労働大臣
		=		ートフォリオに沿って行わ 上月拡大した会融危機及び		よる急激な景気減速から内外	株式市場が大幅に下落した
				より拡入した亚融池機及り に円高が進んだ影響により			体式 印物が 八幅に下沿した
	見直し案	〇 繰越欠損金は、平成	19年度までに生じた利	益剰余金(国庫納付後)を	平成20年度の損失が上	回ったことによるものである。	が、当法人が行う年金積立
	ル屋の木	金の管理運用は長期的	な観点から行っているもの	のであり、平成20年度の	ような不安定な市場動向	の下では損失が生じ得るものの	の、長期的には安定的な収
		益が得られるものと考	えている。		_		
運営費交付金債	例据: (单位:百万円)	独法化前		_	_		
行政サービス実	施コストの推移 (単位:百万円)	独法化前	(△3, 760, 746)	(5, 645, 503)	(9, 401, 533)	(見込み) (△3,802,922)	_
見直しに伴う	う行政サービス実施コ						
ストの改善内	容及び改善見込み額						
中期目		〇 一般管理費に	ついては、中期目標等	等に定める経費削減[目標を達成するため	、平成17年度と比較	して、経費のうち9%
(業務運営σ	効率化に関する事項	超を削減した予算	草(退職手当及び事	務所移転経費を除く	。)を作成し、その	執行に当たり、一般競技	争入札及び企画競争・

等) (平成 20 年度実績)

公募の実施及び消耗品費等の節約により、平成17事業年度との比較で15.8%減の執行に抑えることができた。また、人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえた予算を作成し、その執行結果として、計画的な職員採用、職員の賞与について0.1か月分相当の削減や平成19事業年度に実施した役職員の給与改定(役員給与の引下げ、職員給与の年功序列的給与上昇カーブのフラット化、役職手当の定額化等)により給与の上昇を抑制したこと等により、予算額に対して96.0%の執行に抑えることができた。

〇 業務経費については、中期目標・中期計画に定める経費削減目標を達成するため、平成17年度と比較して、経費のうち3%超を削減した予算(システム開発費、管理運用委託手数料を除く。)を作成し、その執行に当たり業務計画の見直し等による節減や一般競争入札及び企画競争・公募の拡大を行うなど、引き続き業務の効率化に努めた結果、平成17事業年度との比較で28.4%減の執行に抑えることができた。

Ⅱ.事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	年金積立金管理運用独立行政	 效法人	府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	年金積立金の管理・運用業務				
市 努及4.4°市₩ ♠ 岬 再	厚生労働大臣から寄託を受	ナた年金積立金の管理運用を	·行うとともſ	に、その収益を国	国庫に納付することにより、
事務及び事業の概要	厚生年金保険事業及び国民	年金事業の運営の安定に資す	ること。		
車数ひが車業に応えり2 左中子管画 お短	国からの財政支出額	_	支出予算額	1	_
事務及び事業に係る 22 年度予算要求額	(対 21 年度当初予算増減額)	(-)	(対 21 年度当	当初予 算増減額)	
事務及び事業に係る職員数 (円成21年1月1日現立)					76人
	(1)長期的に安定した収む	益の確保に向けた更なる取り	組み		
	○基本ポートフォリオの	の見直し			
		倹証を踏まえた運用目標に基	- · - ·		
	0				策定時に想定した運用環境の
			標期間中では	あっても、必要に	こ応じ基本ポートフォリオの
	見直しの検討を行っ	• •			
		実施に必要な機能の強化			
		· · · · ·	-		市場の動向に応じた適切か
		の実施が長期的に安定した収	(益の確保に	は不可欠。このた	とめに必要な機能の強化を図
 	る。	21 - 21 - 35 - 45 - 466 - 65 - 65 - 76 - 11			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置	〇キャッシュ・アウト ² に必要な機能の強化 次期中期目標期間においては、積立金を取り崩して毎年の年金給付に充てることが予定されていること				
(又は見直しの方向性)					
	_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		の元却寺を1	付い、 个足なく 竹	催実に資金を確保する必要が
※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	める。このだめに必₃ ○調査・分析の拡充	要な機能の強化を図る。			
	1	オに基づく管理・運用の更な	・ス 古 由ル たご	准 めるための調本	S研究を充宝する レレナ に
		7 に基って官垤・建用の更な ゾキャッシュ・アウトを行う			
					ミ・刀削を強化する。
	〇運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化 収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進める。				
	へ皿HE (木ひ/こび)ひ/)	デバナルの元直し及い、産用又	ᆔᄊᅜᅥᅑᅜ		1071に6767424日で、1567.00。
	 (2)運用高度化のための	基盤の整備及び強化			
			費を見据えて	つつ、引き続き金	会融分野に精通した人材の中
					経となる情報システムの整備

¹ リバランスとは、実際の資産構成割合と基本ポートフォリオで定める資産構成割合との乖離を一定範囲内に収めるよう、資産構成割合の変更を行うことをいう。

² キャッシュ・アウトとは、年金給付に充てるために年金特別会計に寄託金の償還を行うこと等に係る資金の支払いをいう。

	等を行うなど、運用高度化のための基盤の整備及び強化を図る。			
	(3) 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 近年金融分野等において内部統制の強化が求められていることを踏まえ、運用リスクの管理やコンプラ イアンスの確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図る。			
	(4) 国民に対する広報活動の充実・強化 <u>広報担当者を配置するなど運用の状況に関する説明責任を十分に果たすとともに、分かりやすい情報提供を推進し、年金積立金の長期投資について国民の十分な理解を得るための広報活動の充実・強化を図る。</u>			
	[年金積立金の管理運用は、年金制度の長期的・安定的な運営に資する、重い責任を負った業務であることにかんがみ、株式及び債券の自主運用等におけるリスク分散など、運用委員会の専門性を十分に活用しつつ適切な管理運用を推進するとともに、広報活動を通じて事業成果に対する説明責任の所在の明確化を一層推進する。]			
行政サービス実施コストに与える影響				
(改善に資する事項)				
上記措置を講ずる理由	次期中期目標期間においても、長期的に安定した収益の確保に向けて引き続き尽力する必要があり、その際には、今後は基本的にニューマネーがなくなることにより、資産売却等を伴うリバランスやキャッシュ・アウトの円滑な実施が求められること等も踏まえ、(1)に示した見直しを行うこととしている。また、こうした取組の前提として、(2)の運用高度化のための基盤の整備・強化や(3)の内部統制の一層の強化に向けた体制整備、(4)の国民の理解を得るための広報活動の充実・強化を着実に行うことも重要であることから、これらの見直しも併せて行っていくこととしている。なお、事務事業の民営化、他法人への移管・一体的実施が困難な理由は、以下のとおりである。(1)公的年金の積立金は、国民が納めた保険料を原資とし、今後の年金給付に充てられるものであり、このような公的な性格を有する年金積立金の管理・運用は、国が行う年金保険事業の一環として行われるものである。実際の運用に当たっては、積立金の大部分は、管理運用法人が示した運用ガイドラインに従って民間の運用主体が実施しており、管理運用法人はその選定・管理を行っている。こうした管理運用法人が果たしている役割を民間主体に移管することは適切でない。 (2)以下のことから、他法人に事業を移管することや他法人との事業の一体的実施は困難である。同様の理由で、他法人との事業の一体的実施は、効率性の向上には結びつかない。 ① 厚生年金保険事業及び国民年金事業の一環として行われるものであり、厚生労働省等との密接な連携が必要であること。 ② 年金積立金の管理・運用を行う法人は受託者責任が課され、専ら被保険者のために積立金の管理・運用を行わなければならないため、他法人が事業を実施する場合、これに抵触する恐れがあること。 ③ 巨額の年金積立金の運用のための専門性や体制が求められること。			

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	年金積立金管理運用独立行政		 府省名	厚生労働省	
見直し項目	組織体制	削の整備			
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	専門性の向上や管理運用 体制の強化などの前述の 「事務及び事業の見直しに 係る具体的措置」を実行す るための組織体制について の所要の見直しを行う。	引き続き常勤監事等による監査を適切に実施する。 [常勤監事等による監査機能の強化を図る。]			
上記措置を講ずる理由	法人の組織については、これまでも専門性ににもけんでも明性ににきたいては、理運用体制の強化にてき引き、今後もびある。「事務及び的法を、前述に係る具体的に係る具体に係るという。というでは、は、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	整理合理化計画において 「常勤監事等による監査機 能の強化を図る。」とされた ことを踏まえ、これまでも 常勤監事等による監査を適 切に実施しているが、今後 も引き続き取り組んでいく こととするもの。			

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	在金積立金管理運用独立行政	年金積立金管理運用独立行政法人 府省名 厚生労働省				
			随意契約の見直し		絵与水準の適正化	
見直し項目 運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	業務運営の 運用高度化のための基盤の整備及び強化や、内部統制の一層の強化に向けた体制整備、職員の研修等の適切な実施を通じて、務運営能力及び専門性の更なる向上や法令遵守及び受託者責任の徹底を図る。 「職員の研修、利益相反管理の強化等により、更なる内部統制の徹底を図る。	本制の整備 一般情を含むの関係を表しております。 一般りはいなりではいなりではいなりではいなりではいなりではでは、ではいないではでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	一導示瞭改参、を続るのと行道等のと行道等し続いまりののにル手図等のがある。を続るのと貸	約入た確入いき事で一加契入の見等にや実新図の加・、のもは、とのかが、とのないでは、ののができるでは、ののでは、ののでは、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、	給与水準の適正化 給与水準には、学るの 大準には、学るののでは、学るのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	
上記措置を講ずる理由	専門性向上の観点から、 資質の高い人材の確保・育 成等の運用高度化のための 多ともに、運用リスの管理やコンプライの の管理やコンプライの の管理やコンプライの の管理やコンアを のできるよう、所要の 制整備等を図る必要があ る。	年金積立金の管理・運用を円滑かつ的確に遂行するためには、金融分野における高度な専門知識を有する人材を確保していくことなど運用高度化のための基盤の整備・強化が必要である。	まえ、引き 札等の導入 行い、契約	見直し計画を踏続き一般競争入、範囲拡大等をに係る透明性、保を図る必要が	ら、一律の削減目標の設定 には慎重な検討が必要。 年金積立金の管理・運用 を円滑かつ的確に遂行する ためには、金融分野におけ る高度な専門知識を有する 人材を確保していくこと等 が必要である。	

法人名	年金積立金管理運用独立行政	改法人	府省名	厚生労働省	
見直し項目	保有資産の見直し				
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性) ※[]内は整理合理化計画の該当箇所の記述	日野宿舎等(2件)については、保有しないことを前提に、宿舎からの退去時期等の所要の調整を行っている。 「日野宿舎等(2件)の存廃について検討し、事務所移転時を目途に、結論を得る。]				
上記措置を講ずる理由	整理合理化計画における 保有資産の見直しの趣旨に 沿った対応を、次期中期計 画期間中において進めるも のである。				